

令和5年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」

募集要項（三次募集）

令和5年7月24日

1 事業の趣旨

少子化が進む中で、現行の、学校単位での活動の継続が困難になってきている文化部活動もあり、今後、子供たちが文化芸術に親しむ機会が減少してしまう恐れがある。こうした事態を避けるため、学校の文化部活動に代わり、地域において文化芸術活動の機会を将来にわたって確保できるよう、子供たちが地域で文化芸術に継続して親しめる環境を新たに構築していく必要がある。

このため、全国各地域において、文化部活動の地域移行に関する実証事業等を実施し、国において事業成果の普及を図るとともに、全国的な取組を推進する。

2 事業の概要

(1) 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業等

子供たちが地域で文化芸術に継続して親しむことができる環境の構築に向けて、全国各地において実証事業を実施するとともに、各地域から創出された成果等の情報収集・分析・発信など、関係者の理解促進を図るための取組等を実施する。

I 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業

休日の文化部活動の地域移行について、地域の実情を踏まえ、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や指導者の確保、費用負担の在り方など、地域における文化芸術環境の整備充実に向けた課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実証事業を実施する。

※ 事業の詳細は別紙「実施要領」を参照すること

3 募集対象

都道府県及び指定都市

4 事業期間、採択件数、規模感

別紙「実施要領」のとおり。

なお、本事業にかかる採択者の最終決定並びに契約、経費の支出に関すること、その他業務の執行に必要な事務については、令和5年度に文化庁が本募集とは別の公募により選定し事務を委託した業者※近畿日本ツーリスト株式会社（以下「文化庁事務受託業者」という。）にて行う。

5 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

1. 企画提案書（様式1～2）
2. その他必要と思われる資料

(2) 提出方法

提出については、以下の①及び②いずれも必須とし、いずれか一方のみの提出の場合は受理しない。

①紙媒体の提出（郵送）

- ・ 用紙サイズはA4縦版、横書き、片面印刷とすること。
- ・ 郵送用の封筒に「令和5年度 文化部活動の地域移行に向けた実証事業 企画提案書在中」と朱書きすること。
- ・ 提出部数は、2部とすること。なお、公印等は不要である。
- ・ 郵送の場合には、簡易書留など配達記録の残るものを利用すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 持ち込みによる提出は不可とする。

②電子メールの提出

- ・ 電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPoint など編集可能な形式で提出すること。なお、企画提案書以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF形式による提出を認める。

(3) 提出先

① 紙媒体

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-1-3 住友商事神田和泉町ビル13階
近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店
文化庁「文化部活動改革」事務局

② 電子メール

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店
文化庁「文化部活動改革」事務局

提出先アドレス：bukatsudou@or.knt.co.jp

提出先アドレスに加えて、CCに文化庁学校芸術教育室のアドレスを入れてください。

CCアドレス：artedu@mext.go.jp

電子媒体の提出に当たっては、以下について必ずご留意ください。

- ・ 送信メールの件名と、添付する電子ファイルには、必ず以下の例のとおり、最初に都道府県番号と都道府県名、又は指定都市番号と指定都市名を記載すること。

(例)【01 北海道】文化部実証事業企画提案書

【67 熊本市】文化部実証事業企画提案書

- ・ 活動チラシ等は送付しないこと。(審査に影響しません。)
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

- ・ 近畿日本ツーリスト株式会社でメール受領後、申請者に対して電子メールにより、受領確認した旨連絡する。電子ファイルの送信後、翌営業日の 18 時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、近畿日本ツーリスト株式会社内の文化庁「文化部活動改革」事務局まで架電すること。

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店

文化庁「文化部活動改革」事務局 03-6848-8201（事務局直通）

(4) 提出期限

提出期限：令和5年9月11日（月）12時必着

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等については返却しない。
- ・ 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・ 提出期限後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は原則認めない。

6 事業報告

(1) 途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、実施者は文化庁または令和5年度文化庁事務受託業者の求めに応じ、事業の進捗状況を文化庁及び令和5年度文化庁事務受託業者に報告するものとする。

(2) 最終報告

実施者は、事業が終了した際には、実践の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日（日）のいずれか早い日までに令和5年度文化庁事務委託業者に2部提出すること。併せて、当該報告書データおよび事業の成果を示す概要資料についても1部提出すること。

また、実施者は本事業で得た成果等を広く周知するために成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、文化庁においても公表する場合がある。

7 事業の実施

- (1) 契約予定者となった者は、企画提案書を基に事業実施条件が整い次第、令和5年度文化庁事務受託業者と契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

- (2) 実施者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本募集要項に定めるもののほか、別紙「文化庁委託業務実施要領」、「令和5年度文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業実施要領」、及び契約書等にて規定されている事項を遵守すること。

- (3) 実施者は、事業の実施に当たり、成果報告書のほか、対外的な発信をする際には、文化庁委託事業であることを明示すること。

8 スケジュール

- (1) 企画提案書提出締切り

令和5年9月11日(月) 12時必着(厳守)

- (2) 企画提案書の審査

令和5年9月中旬(予定)

- (3) 選定結果の通知

令和5年9月中旬(予定)

- (4) 契約締結

令和5年9月下旬以降、順次締結(予定)(※1)

(※1) 契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

9 問合せ先

近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店

文化庁「文化部活動改革」事務局 田中・本房

TEL : 03-6848-8201 ※事務局直通(平日10:00~17:00)

E-mail : bukatsudou@or.knt.co.jp